

保険料段階及び保険料率の比較

第 9 期				第 8 期			
区分	対象者	保険料率	年額 (月額) (円)	区分	対象者	保険料率	年額 (月額) (円)
第 1 段階	(1) 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 (2) 生活保護受給者 (3) 市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円以下のもの	基準額 ×0.37	24,864 (2,072)	第 1 段階	(1) 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 (2) 生活保護受給者 (3) 市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円以下のもの	基準額 ×0.40	25,440 (2,120)
第 2 段階	市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円より大きく 120 万円以下のもの	基準額 ×0.6	40,320 (3,360)	第 2 段階	市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円より大きく 120 万円以下のもの	基準額 ×0.65	41,340 (3,445)
第 3 段階	市町村民税世帯非課税者で第 1 段階又は第 2 段階に該当しないもの	基準額 ×0.655	44,016 (3,668)	第 3 段階	市町村民税世帯非課税者で第 1 段階又は第 2 段階に該当しないもの	基準額 ×0.70	44,520 (3,710)
第 4 段階	市町村民税本人非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円以下のもの	基準額 ×0.85	57,120 (4,760)	第 4 段階	市町村民税本人非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円以下のもの	基準額 ×0.85	54,060 (4,505)
第 5 段階	市町村民税本人非課税者で第 4 段階に該当しないもの	基準額 ×1.00	67,200 (5,600)	第 5 段階	市町村民税本人非課税者で第 4 段階に該当しないもの	基準額 ×1.00	63,600 (5,300)
第 6 段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が 120 万円未満のもの	基準額 ×1.20	80,640 (6,720)	第 6 段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が 120 万円未満のもの	基準額 ×1.20	76,320 (6,360)
第 7 段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満のもの	基準額 ×1.30	87,360 (7,280)	第 7 段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満のもの	基準額 ×1.30	82,680 (6,890)
第 8 段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満のもの	基準額 ×1.50	100,800 (8,400)	第 8 段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満のもの	基準額 ×1.50	95,400 (7,950)

第9段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が320万円以上420万円未満のもの	基準額 ×1.70	114,240 (9,520)	第9段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が300万円以上400万円未満のもの	基準額 ×1.70	108,120 (9,010)
第10段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が420万円以上520万円未満のもの	基準額 ×1.90	127,680 (10,640)	第10段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの	基準額 ×1.90	120,840 (10,070)
第11段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が520万円以上620万円未満のもの	基準額 ×2.10	141,120 (11,760)				
第12段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が620万円以上720万円未満のもの	基準額 ×2.30	154,560 (12,880)	第11段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が600万円以上800万円未満のもの	基準額 ×2.00	127,200 (10,600)
第13段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が720万円以上800万円未満のもの	基準額 ×2.40	161,280 (13,440)				
第14段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が800万円以上900万円未満のもの	基準額 ×2.50	168,000 (14,000)	第12段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満のもの	基準額 ×2.20	139,920 (11,660)
第15段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満のもの	基準額 ×2.60	174,720 (14,560)				
第16段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満のもの	基準額 ×2.70	181,440 (15,120)	第13段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が1,000万円以上のもの	基準額 ×2.40	152,640 (12,720)
第17段階	市町村民税本人課税者 で合計所得金額が1,500万円以上のもの	基準額 ×2.80	188,160 (15,680)				
備考 第1段階、第2段階及び第4段階における合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、「給与所得」を「給与所得から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」として計算した額をいう。							

公費投入後の保険料の比較

	第9期			第8期		
	軽減前	公費軽減	軽減後	軽減前	公費軽減	軽減後
第1段階	0.37	0.17	0.2	0.4	0.2	0.2
第2段階	0.6	0.2	0.4	0.65	0.25	0.4
第3段階	0.655	0.005	0.65	0.7	0.05	0.65